

(写)

基発0303第1号
令和2年3月3日
改正 基発0311第3号
令和2年3月11日
改正 基発0421第2号
令和2年4月21日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年3月3日付け基発0303第1号（以下「通達」という。）を以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

（1）一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条、第45条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」新旧対照表

	新	旧
改 正	基発 0303第1号 令和2年3月3日 基発 0311第3号 令和2年3月11日 基発 0421第2号 令和2年4月21日	基発 0303第1号 令和2年3月3日 基発 0311第3号 令和2年3月11日
改 正		改 正
改 正		
都道府県労働局長 殿	都道府県労働局長 殿	厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)
都道府県労働局長 殿	厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)	厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に 基づく健康診断の実施等に係る対応について	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に 基づく健康診断の実施等に係る対応について	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に 基づく健康診断の実施等に係る対応について
標記について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている 等の状況を踏まえ、令和2年3月3日付け基発 0303 第1号（以下「通達」とい う。）をもつて通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下 のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業 署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。	標記について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている 等の状況を踏まえ、令和2年3月3日付け基発 0303 第1号（以下「通達」とい う。）をもつて通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下 のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業 場への周知等について適切に対応されたい。	標記について令和2年3月3日付け基発 0303 第1号（以下「通達」とい う。）をもつて通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下 のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業 場への周知等について適切に対応されたい。

新
記

旧
記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条、第47条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

- ① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合
- ③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合

については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。
なお、この対応は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に從事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のとおりとする。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第66条第2項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第29条、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第53条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第22条、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第39条及び第41条の2、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第38条、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第56条及び第56条の2、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第40条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規

新	旧
<p>則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。</p> <p>2 安全委員会等の開催に係る対応について</p> <p>法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとする。</p> <p>2 安全委員会等の開催に係る対応について</p> <p>法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月末までの間、弾力的な運用を図ることとする。</p>	<p>健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。</p> <p>2 安全委員会等の開催に係る対応について</p> <p>法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月末までの間、弾力的な運用を図ることとする。</p>